

企業型DC担当者オンラインセミナー

---

# 企業型確定拠出年金 ガバナンスハンドブックの概要

2021年11月  
企業年金連合会  
西田 健一

# 企業型DCガバナンスハンドブック作成の背景

## 【連合会のこれまでの取り組み】

- 連合会では、これまでに、企業型DCの事業主が果たすべき責任及び役割等ととりまとめた「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック」を平成21年に初版を発行し、その後の制度改正を反映して、随時改訂を行い、現在、施行されている法令上の義務を全て網羅した第4版を平成30年9月に発行し、事業主の皆様の支援を行ってきました。

## 【社会保障審議会企業年金・個人年金部会での議論】

- 「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理(2019年12月25日)」では、企業型DCのガバナンスの確保について、以下のように整理。

### (2)企業型DC

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)は退職給付制度であり、事業主には、加入者等が適切に資産運用を行うことができるよう、加入者等を支援する重要な役割・責任がある。
  - 2016年改正において、制度を健全に運営し、加入者等が適切に資産運用を行うことができるようにする観点から、様々な環境整備が行われた。継続投資教育、運営管理機関等の評価、運用商品のモニタリング、運用商品提供数、商品除外手続、指定運用方法の設定などについて、施行後の実態を把握した上で、改めて議論すべきである。
  - 企業型DCの運営に当たっては、外部型のDB基金のように理事会や代議員会といった機関を設けることが必要とされているわけではないが、社内に年金委員会等の会議やプロジェクトを設けている事例がある。また、制度の導入時・変更時のみならず、日常的・定期的に制度運営に際しても、労使による定期的な協議や加入者の意見を聴取し制度運営に反映できる体制としている事例がある。こうした取組は、制度運営に当たっての事業主の責任を適切に果たす観点から意義のある取組であり、取組事例の周知等により事業主の取組を促すことが考えられる。
- 2020年12月23日の同部会では、2018年5月の改正法施行後の実態から法令上の努力義務について履行している事業主は着実に増加傾向にはあるが、未だ履行していない事業主も多いことから、①全ての事業主に企業型DC制度の運営において求められている役割や責任を果たすための支援が必要であること、②特に、規模の小さい事業主ほど人員の問題から履行することが難しいことから、中小企業でも活用できるような手順を示す必要があること、といった発言があった。

## 2016年改正の概要

- 2016(平成28)年の確定拠出年金法等の改正においては、企業型確定拠出年金(企業型DC)制度を健全に運営し、加入者等が適切に資産運用を行うことができるようにする観点から、様々な環境整備を行った。

項目		内容
加入者による運用商品選択への支援	継続投資教育の努力義務化	継続投資教育を事業主の「配慮義務」から「努力義務」に変更
	運用商品提供数の抑制	運用商品提供数の上限を「35本」に設定
	商品除外規定の整備	「除外しようとする運用商品を選択している加入者等全員の同意が必要」から、「3分の2以上の同意が必要」に変更
多様な商品の提示の促進		「3つ以上の運用商品の提供」・「1つ以上の元本確保型商品の提供」から、「リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供」に変更
運用商品を選択しない者への支援		加入者による運用の指図が行われなかった場合、自ら運用指図を行うことを促す観点から、特定期間(3ヶ月以上で規約で定める期間)や猶予期間(2週間以上で規約で定める期間)を設け、その手続を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備
事業主による運営管理機関の定期的な評価		委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずることを努力義務化

※ 2018(平成30)年5月施行。「事業主による運営管理機関の定期的な評価」は2018(平成30)年7月施行。

# 企業型DCガバナンスハンドブックの全体構成

- 刊行にあたって
- 企業型確定拠出年金ガバナンスハンドブック作成メンバー
- 企業型確定拠出年金ガバナンスハンドブックにおける凡例

## I 総論

- 1 ガバナンスとは何か
- 2 企業型DC制度運営におけるガバナンス体制
- 3 企業型DC制度における構造や課題
- 4 本ハンドブックの位置付けと利用方法

## II 各論

- 1 法令編
- 2 実践編
  - (1) 企業型DCガバナンスチェックシート
  - (2) Q&A
    - 第1章 制度運営の体制 (Q1～Q8)
    - 第2章 加入者とのコミュニケーション (Q9～Q12)
    - 第3章 投資教育 (Q13～Q17)
    - 第4章 事業運営の検証・監査 (Q18～Q26)
    - 第5章 運用商品の評価 (Q27～Q37)

## III 関係法令等 巻末資料

- おわりに

※本ハンドブックの内容は、令和3年10月1日時点の法令・通知に基づいて記述している。

# ハンドブックの特長と利用方法

## 【ステップ1】企業型DCにおけるガバナンスの理解

- 本ハンドブックの構成は、まず、総論として、「企業年金のガバナンスとは何か、なぜ必要か」、「企業型DC制度にとってのガバナンスとは何か」を解説したうえで、企業型DC制度の適切な運営において有効であると考えられる事例をいくつか紹介。
- 次に、企業型DC制度の構造や特徴を踏まえ、事業主による制度運営が加入者等に及ぼす効果や影響についても触れ、企業型DC制度にとってガバナンスの確保がいかに重要か理解することができる。

## 【ステップ2】関係法令等の確認

- 企業型DC制度では、加入者(労働者代表)、事業主、運営管理機関のそれぞれの役割がわかりにくいという意見もあることから、加入者(労働者代表)、事業主、運営管理機関の3者間の法令上の義務等について相関関係を示した図を用意。
- それぞれの関係を明確にしつつ、事業主に課せられている法の定める内容を確認することができる。

## 【ステップ3】チェックシートによる自己診断

- 事業主にガバナンスの重要性を認識してもらうことを目的として、事業主が果たすべき役割・責任についてポイント(着眼点)を示したチェックシートを用意。事業主が求められている要件等を満たしているかどうか、事業主自ら診断し、確認することができる。
- チェックシートは、企業型DC制度を運営するうえで、取り組む優先順位として、「理解すべきこと」、「第一に取り組むこと」、「その次に取り組むこと」、「さらなるステップアップ」といったように段階的に分けて整理。最初から全て実施することが難しい規模の小さい事業主などは、まずは、「理解すべきこと」や「第一に取り組むこと」からスタートして、さらなるガバナンスの向上を目指し、徐々に、「その次に取り組むこと」、「さらなるステップアップ」へとレベルアップを図っていくことができる。

## 【ステップ4】実施するための手順や望ましいと考えられる事例を参考に実際に行動

- チェックシートによる自己診断の結果、未実施の項目や対応が不十分な項目については、事業主が制度運営に求められている役割・責任を果たせるよう、関連するQ&Aに移動し、検討のポイントや手順を確認することができる。
- Q&Aは、①基本的な考え方、②ポイント・留意点等、③実施するための手順、④望ましいと考えられる事例などで構成し、疑問の解決とともに、事業主が実際に行動する際の手順書として活用できる。

# ステップ1 企業型DCにおけるガバナンスの理解①

## 【企業年金のガバナンスとは何か、なぜ必要か】

- 企業年金のガバナンスは、企業経営者・取締役会・株主及びその他のステークホルダー間の関係から構成される公開会社(株式会社)におけるコーポレートガバナンスに相当。コーポレートガバナンスとは、「企業統治」という意味で、株式会社の場合、「企業経営者が株主などステークホルダーの利益を最大限に実現できているかどうか、企業経営を監視する仕組み」といえる。
- こうした考え方に基づくと、企業年金におけるガバナンス、言い換えると年金制度統治とは、最終的な受益者かつステークホルダーである企業年金の加入者等の利益を最大限に実現するように年金制度の運営を監視する仕組みであり、企業年金の運営者にはそのための体制の整備や適切な制度運営が求められている。

## 【企業型DCにとってのガバナンスとは何か】

- 企業型DCは、加入者等が自ら運用方法を選択し、その成果に応じて給付を受け取る制度であり、事業主は資産運用の結果について、直接、責任を負うことはない。企業にとっては追加の掛金負担などのリスクがないため、ガバナンスに取り組むインセンティブが生じにくいという一面があるが、従業員に運用の自己責任を求めているからこそ、事業主(特に法人である企業と委任の関係にあり執行の責任者である経営者)が当事者意識を持ち積極的に制度運営に関与することが適切な制度運営のためには重要となる。
- 企業型DC制度を採用した事業主には、「加入者等が自らの投資判断に基づき自己の責任において適切に資産運用を行えるような体制の整備(=ガバナンスの確保)」が求められている。

## 【企業型DC制度運営におけるガバナンス体制】

- DB制度がある企業においては、社内に年金運営委員会のような組織を設け、経営者が企業年金の制度運営、特に資産運用の意思決定に直接関与する例も見受けられる。この場合、企業年金担当者が社内で定期的な情報共有を行ったり、その判断を仰ぐことにより経営層が企業年金制度運営に関与する仕組みが整っている。企業型DCの運営においても、これを参考に情報共有の体制づくり、意思決定プロセスの明確化、経営者や現場の担当者の権限の明確化などを図ることで、制度運営の体制、役割がはっきりしてくる。
- 例えば、社内に年金運営委員会のような組織を設けることは、①部門間の連携が図りやすく、運営の効率化や高度化、意思決定の迅速化が期待できる、②複数の部署が関与することにより利益相反行為の防止につながる、③労働組合や社員代表を委員とすることにより、常時、社員の意見を聞く機会とすることができる、など、適切な制度運営のためには有効な方法の一つと考えられている。

# ステップ1 企業型DCにおけるガバナンスの理解②

## 【企業型DC制度における構造や課題】

- 事業主による制度運営が加入者等に効果や影響を及ぼす。企業型DC制度の構造や特徴を踏まえ、加入者等に及ぼす効果や影響について考えてみる。

## 【企業型DC制度の構造や主な特徴】

- ① 資産運用や諸手続きに加入者等が自ら責任を負う制度
- ② 企業型DC制度は事業主が従業員の老後資産形成のために実施する制度
  - ア 制度の採用を決定するのは事業主であること。
  - イ 報酬制度の一部である退職給付制度であること。
  - ウ 制度の運営は事業主が行い、個人が運営管理機関や運用商品を自由に選択できないこと。

(制度運営が適切な場合)

(制度運営が不適切な場合)

- 企業型DC制度が適切に運営されることにより、加入者等の制度に対する満足度を高め、かつ、老後資産形成における安定感を高めることが期待される。

- ・ 加入者等の制度に対する満足度の向上につながることを期待されるとともに、事業主にとっても退職給付制度が本来目的としている従業員の満足度や生産性の向上に役立ち、また、制度を通じて老後所得確保の支援を行うことができる。
- ・ 企業型DC制度について加入者等の満足度の向上に努めることは、加入者等のみならず、事業主にも還元される取り組みであるともいえる。

- 事業主が適切な制度運営を行わなければ加入者等にその影響が及び、事業主は制度運営上の責任を問われるおそれもあることに留意すべき。

- ・ 加入者等が制度への無理解、無関心の状態のまま数十年を経過することは、資産運用上大きな悪影響を生じさせる恐れがある。
- ・ 制度運営が不適切なまま放置され、提示される運用商品ラインナップが不適当(同じ運用対象、同じ運用方針を採っていながら、他の投資信託と比べて運用成績や手数料、解約時の条件等が著しく劣る運用商品のみ加入者等の選択肢として提供し続けた場合など)であったり、提供されるサービスが不足していたりしたことにより、加入者等の選択に制約が生じた場合、加入者等の老後資産形成に支障が生じ、事業主もその責任を問われる可能性があることに事業主は十分に留意しておく必要がある。

## ステップ2 関係法令等の確認①

### 【事業主に求められている役割・責任に関する法令の確認】

- 企業型DC制度を採用した事業主は、制度導入後も様々な役割・責任を負い、適切な制度の運営に留意する必要がある。企業型DC制度の運営において事業主に求められている役割・責任について、法令では様々な規定が設けられている。

役割・責任	内容
①企業型DCの実施主体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 企業型DCは、「厚生年金適用事業所の事業主が」、「実施する年金制度をいう」とされており、実施の主体は事業主です(法第2条第2項)。</li><li>○ 事業主は、企業型DCを実施しようとするときは、労使合意のうえ規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければなりません(法第3条第1項)。</li></ul>
②規約周知義務	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業主は、承認を受けた規約の内容を、使用する第一号等厚生年金被保険者に周知させなければなりません(法第4条第3項)。</li></ul>
③運営管理機関への業務の委託とその評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業主は、運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託することができます(法第7条第1項)。</li><li>○ 運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません(法第7条第4項)。</li><li>○ 運営管理機関の評価についての基本的な考え方や具体的な評価項目について例が示されています(法令解釈通知第10)。</li></ul>
④投資教育義務	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 企業型DCが適切に運営されていくためには、加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要です。このため、事業主は加入者等に対して、資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)を、加入時及び加入後において継続的に講ずるよう努めなければなりません(法第22条)。</li><li>○ 投資教育の重要性を明記するとともに、加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容及び加入者等への具体的な提供方法等について例が示されています(法令解釈通知第3)。</li></ul>
⑤運用の方法(運用商品)の選定及び提示  (次頁へ続く)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 運営管理機関(運用関連業務を事業主自らが行う場合は事業主)は、運用の方法を3以上35以下で選定し、加入者等に提示しなければなりません(法第23条)。</li><li>○ 運用の方法の選定及び提示に当たっては、加入者等が真に必要なものに限って運用の方法が選定されるよう、運営管理機関と労使が十分に協議・検討を行って運用の方法を選定し、また定期的に見直していく必要があります(法令解釈通知第4の1)。</li></ul>

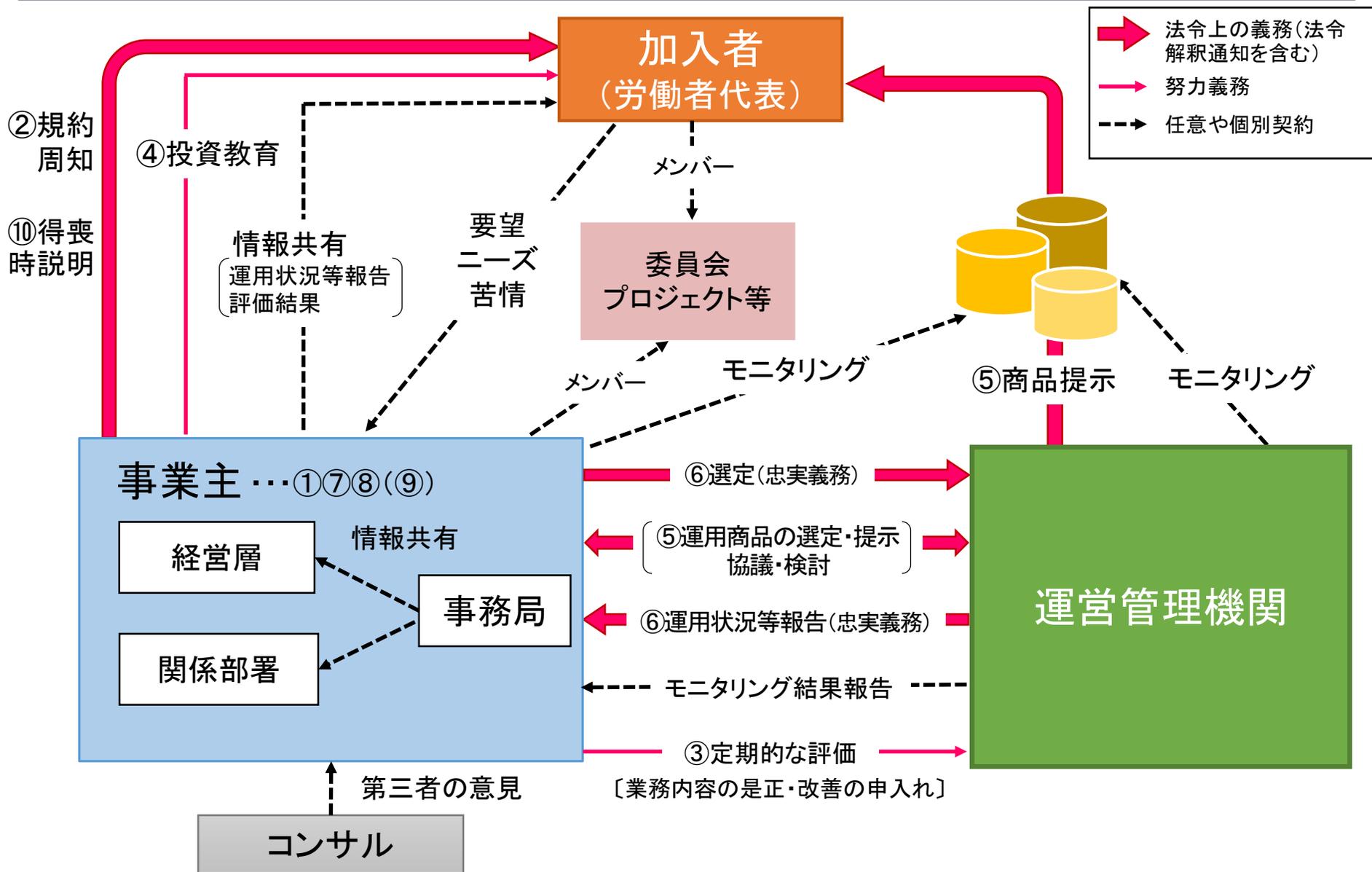
## ステップ2 関係法令等の確認②

役割・責任	内容
⑤運用の方法(運用商品)の選定及び提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人別管理資産の運用の指図のない状態を回避する方法として、加入者から運用の指図が行われるまでの間において運用を行うため、運営管理機関(運用関連業務を事業主自らが行う場合は事業主)は、一つの運用の方法(指定運用方法)を選定し、加入者等に提示することができます(法第23条の2)。</li> <li>○ 指定運用方法の選定及び提示に当たっては、労使が運営管理機関等から必要な説明や情報提供を受けたうえで、労使と運営管理機関等が十分に協議し、労使協議の結果を尊重して決定する必要があります(法令解釈通知第4の2)。</li> </ul>
⑥忠実義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければなりません(法第43条第1項)。</li> <li>○ 忠実義務の具体的な内容については、法令解釈通知において、少なくとも留意すべき事項として7項目が掲げられています(法令解釈通知第9の1(1))。</li> </ul>
⑦個人情報保護義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業主は、企業型DCの業務の遂行に必要な範囲内で、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額等の個人に関する情報を保管し、使用しなければなりません(本人同意がある場合その他正当な事由がある場合を除く)(法第43条第2項)。</li> <li>○ 「業務の遂行に必要な範囲内」については、法令解釈通知において、例が示されています(法令解釈通知第9の1(2))。</li> <li>○ 事業主が個人情報を取り扱うに当たっては、業務の遂行に必要な範囲内である他、技術的安全管理措置については「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」の規定によることとし、その他の個人情報の取扱いについては「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」の規定による必要があります(法令解釈通知第9の1(2))。</li> </ul>
⑧禁止行為 (次頁へ続く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業主は、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託契約又は資産管理契約を締結してはいけません(法第43条第3項)。</li> <li>○ 上記の他、施行規則第23条において、禁止行為として以下の7点が規定されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、運用関連業務を委託した運営管理機関に、特定の運用の方法を加入者等に提示させること。</li> <li>イ 運営管理機関に、加入者等に対して提示した運用の方法のうち、特定のものについて指図を行うこと又は行わないことを勧めさせること。</li> <li>ウ 加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うこと又は行わないことを勧めること。</li> <li>エ 加入者等に対して、自己又は加入者等以外の第三者に運用の指図を委託することを勧めること。</li> </ul> </li> </ul>

## ステップ2 関係法令等の確認③

役割・責任	内容
⑧禁止行為	<p>オ 加入者等に特定の運営管理機関等を選択することを勧めること(加入者等が運営管理機関等を選択できる場合)。</p> <p>カ 事業主と運営管理機関の中から加入者等が運営管理業務を行うものを選択できる場合において、事業主が行う運営管理業務に関する事項について加入者等の判断に影響を及ぼすこととなるものについて故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。</p> <p>キ 加入者等の個人情報に適正に管理するために必要な措置を講じていないこと。</p> <p>○ 自社株式の推奨等については、法令解釈通知において、いかなる場合であっても禁止されるものであると念押しされています(法令解釈通知第9の1(3))。</p>
⑨禁止行為(運営管理業務を行う事業主)	<p>○ 自ら運営管理業務を行う事業主については、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定することを禁止しています(法第43条第4項)。</p> <p>○ 施行規則第24条において、禁止行為として、以下の4点が規定されています。</p> <p>ア 加入者等に対して、提示した運用の方法に関し、不実のことを告げ、若しくは利益が生じること又は損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し運用の指図を行わせること。</p> <p>イ 加入者等に対して、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であって不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。</p> <p>ウ 加入者等に対して、提示した運用の方法に関する事項であって運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。</p> <p>エ 加入者等の個人情報に適正に管理するために必要な措置を講じていないこと。</p>
⑩説明義務	<p>○ 事業主は、加入者等に対して、資格取得時における脱退一時金相当額等の移換に関する事項、資格喪失時における個人別管理資産の移換に関する事項について、説明する必要があります(施行令第25条、同令第46条の2)。</p> <p>○ 企業型DCの加入者の資格を喪失した者の個人別管理資産の移換に関する説明及び脱退一時金の支給の請求に関する説明について補足説明が行われています(法令解釈通知第11及び第12)。</p>

# 加入者(労働者代表)・事業主・運営管理機関の関係



(注)上記は加入者、事業主及び運営管理機関の関係のうち、主にガバナンスに係るものを抜粋して示している。

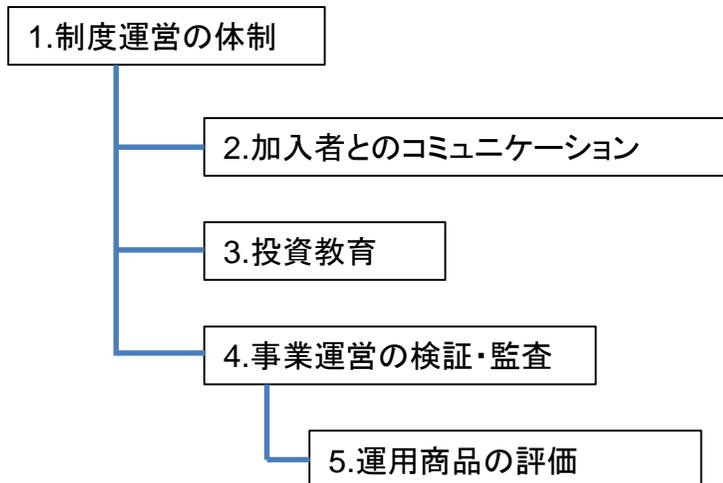
# ステップ3 チェックシートによる自己診断①

## 【企業型DCガバナンスチェックシートの使い方】

- 事業主にガバナンスの重要性を認識してもらうため、ハンドブックでは、事業主が果たすべき役割・責任についてポイント(着眼点)を示したチェックシートを用意。特に、小規模の事業主ほど、事業主自ら日々現業に追われ、企業型DCの制度運営に深く携わることが難しく、実際に事業主が行動を起こすにあたって、何から着手してよいのか分からないといった声がある。そこで、まず事業主は自らの企業型DC制度を見つめ、何が足りないのか、何をやらなければならないのか、など自らが置かれている状況を把握することが、ガバナンスへの取組みの第一歩となる。
- 企業型DC制度を採用した事業主は、チェックシートを用いて、事業主が求められている要件等を満たしているかどうか、事業主自ら診断し、確認を行うことができる。(※)チェックシートは、標準的なものであり、個々の事業主の規模・経験やDC制度の実施形態(単独か共同か、代表事業主か非代表事業主か)等に応じて、柔軟に活用。

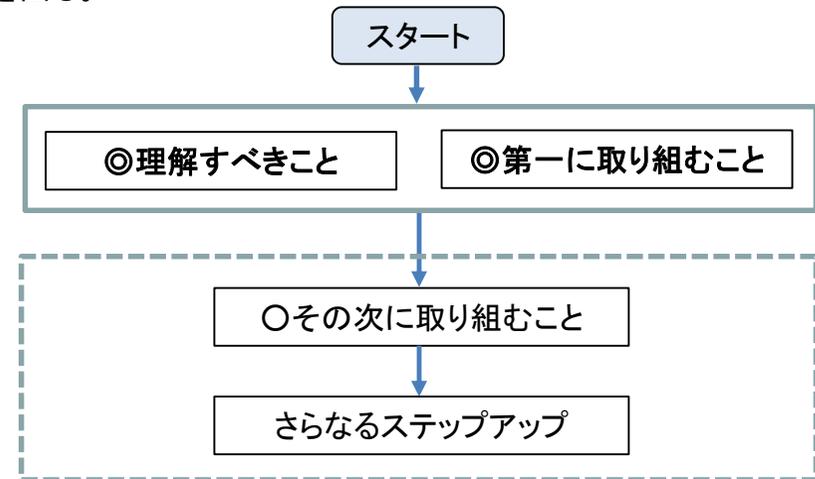
## 【チェックシートの構成】

- チェックシートでは、企業型DCのガバナンスを以下のように体系立てて構成。



## 【企業型DC制度を運営するうえで、取り組む優先順位】

- 最初から全てを実施することが難しい場合は、まずは「理解すべきこと」や「第一に取り組むこと」からスタートし、さらなる向上を目指し、「その次に取り組むこと」「さらなるステップアップ」と徐々にレベルアップを図る。



# ステップ3 チェックシートによる自己診断②

## 1. 制度運営の体制

### ◎（理解すべきこと）

✓	着眼点	関連 Q&A
<input type="checkbox"/>	事業主は、まず自らが企業型DCの実施主体であることを自覚し、加入者等が適切に資産運用を行えるような体制の整備に責任を負っていることを理解します。	Q1~3
<input type="checkbox"/>	事業主は、制度運営に関する検討や決定に当たっては、それが加入者の利益を最優先して行わなければならないことを改めて確認します。	Q4

### ◎（第一に取り組むこと）

<input type="checkbox"/>	DC担当者や経営者の間で、情報の共有ルールや意思決定の体制を明確にします。	Q1
--------------------------	---------------------------------------	----

### ○（その次に取り組むこと）

<input type="checkbox"/>	年金委員会やプロジェクトチームを設置し、ガバナンス体制を確保する仕組み作りを行います。	Q5~8
<input type="checkbox"/>	年金委員会やプロジェクトチームには労働組合（労働者代表）にも参加させることを目指します。	Q5~8

## 2. 加入者とのコミュニケーション

### ◎（第一に取り組むこと）

✓	着眼点	関連 Q&A
<input type="checkbox"/>	運営管理機関から入手できる加入者・運用商品モニタリングレポートの内容（一部又は全部）を加入者や労働組合（労働者代表）に情報提供することを検討し、実行します。	Q9, Q10

### ○（その次に取り組むこと）

<input type="checkbox"/>	加入者や労働組合（労働者代表）からの意見を聴く機会を設け、コミュニケーションの双方向化に取り組みます。	Q11, Q12
--------------------------	---	----------

## 3. 投資教育

### ◎（第一に取り組むこと）

✓	着眼点	関連 Q&A
<input type="checkbox"/>	投資教育を継続的に実施していきます。	Q13
<input type="checkbox"/>	投資教育の実施の履歴を記録し、保存していきます。	Q13
<input type="checkbox"/>	アンケートをとったり、効果の検証を行い、その結果を次回の教育につなげていきます。	Q16

### ○（その次に取り組むこと）

<input type="checkbox"/>	特に無関心層へのアプローチなど、より教育効果を高めるための工夫や取り組みを行います。	Q14, Q17
<input type="checkbox"/>	第三者に委託する場合は、適切な投資教育を実施できる者であることを、あらかじめ確認し、また実施にあたっては協力して教育に取り組めます。	Q15

## 4. 事業運営の検証・監査

### ◎（第一に取り組むこと）

✓	着眼点	関連 Q&A
<input type="checkbox"/>	運営管理機関のモニタリングレポートの内容を経営層や関連部署と共有します。	Q18
<input type="checkbox"/>	少なくとも5年に一度、運営管理機関の評価を行うよう努め、そのために必要な取り組みを行います。	Q19~22

### ○（その次に取り組むこと）

<input type="checkbox"/>	運営管理機関の評価基準をあらかじめ定め、明確にしておきます。	Q21
<input type="checkbox"/>	運営管理機関の評価を行う組織作りを行うなど、プロジェクトの位置づけ等を明確にします。	Q22
<input type="checkbox"/>	改善すべき点が見つければ、運営管理機関に申し入れを行います。	Q23
<input type="checkbox"/>	運営管理機関評価の結果を、経営者、加入者、労働組合（労働者代表）にも報告、共有します。	Q24

### （さらなるステップアップ）

<input type="checkbox"/>	問題の改善が見込めず、運営管理機関の変更が必要と認められる場合は、加入者の利益の観点から運営管理機関の変更を実施します。	Q25
<input type="checkbox"/>	運営管理機関を変更するに当たって（あるいは業務評価を行うに当たって）、専門家など第三者の意見を求めるようにします。	Q26

## 5. 運用商品の評価

### ◎（第一に取り組むこと）

✓	着眼点	関連 Q&A
<input type="checkbox"/>	運用商品の選定に当たっては、自らも責任を有することを理解し、運営管理機関あるいは労働組合（労働者代表）と十分に協議・検討を行います。	Q27
<input type="checkbox"/>	どのような運用商品が好ましいか（あるいは問題があるか）、運用商品の評価基準を明確にします。	Q30
<input type="checkbox"/>	運用商品のモニタリング結果を定期的に受け取り、内容を確認します。	Q28, Q29
<input type="checkbox"/>	追加又は除外すべき運用商品がないか定期的に確認します。	Q31, Q32

### ○（その次に取り組むこと）

<input type="checkbox"/>	運用成績や手数料が劣化する商品がある場合、運営管理機関に説明を求め、改善の可能性を探ります。	Q34
<input type="checkbox"/>	個別商品の良し悪しを検証するだけでなく、全体として運用商品のラインナップ及び本数が問題ないことを確認します。	Q35, Q36
<input type="checkbox"/>	必要に応じて、運用商品の追加選定又は除外を行います。	Q31, Q32

### ○（その次に取り組むこと～指定運用方法がある場合～）

<input type="checkbox"/>	指定運用方法が、加入者集団の属性に照らして適切なものが留意し、労使で議論しつつ決定します。また決定後も定期的に確認します。	Q33
--------------------------	---	-----

### （さらなるステップアップ）

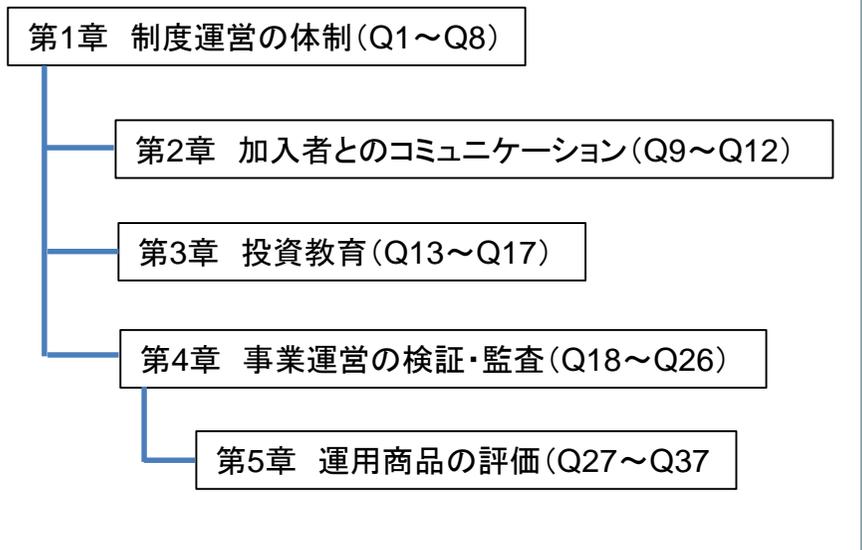
<input type="checkbox"/>	自ら運用商品のモニタリングを行う取り組みを行います。	Q37
<input type="checkbox"/>	運用商品ラインナップを見直すに当たって（モニタリングを行うに当たって）、専門家など第三者の意見を求めるようにします。	Q37

# ステップ4 実施するための手順や好事例を参考に実際に行動

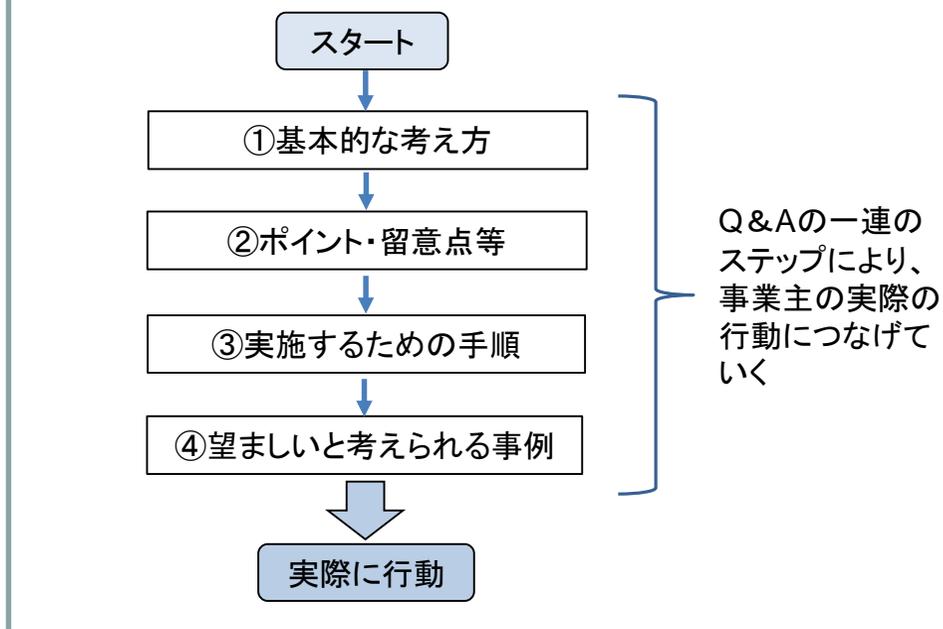
## 【Q&Aで実施の手順や好事例を確認し、実際に行動に移す】

- チェックシートによる自己診断の結果、実施していない項目や対応が不十分な項目がある場合、事業主が制度運営において求められている役割・責任を果たせるよう、関連するQ&Aに移動し、検討のポイントや手順などを確認することができる(関連するQ&A(全37問)は、チェックシートの右側に表示)。
- Q&Aでは、①基本的な考え方(法令等根拠の説明も含む)、②ポイント・留意点等、③実施するための手順、④望ましいと考えられる事例などで構成し、疑問の解決と合わせて、事業主が実際に行動する際の手順書として活用することができる。

## 【Q&Aの構成】



## 【事業主の実際の行動につなげていくためのステップ】



## 【参考】企業型DCガバナンスハンドブック作成メンバー(五十音順 敬省略)

### (委員)

- ・青木 大介(マーサージャパン株式会社 資産運用コンサルティング部門シニアコンサルタント)
- ・池田 真(鉄リサイクル企業年金基金 常務理事)
- ・上田 憲一郎(帝京大学 経済学部教授)
- ◎臼杵 政治(名古屋市立大学大学院 経済学研究科教授)
- ・大江 加代(NPO法人確定拠出年金教育協会理事 兼 主任研究員)
- ・大野 真(株式会社ニチレイフーズ 人事部長)
- ・門磨 義正(イトーキ企業年金基金常務理事 兼 運用執行理事)
- ・黒田 英樹(JPアクチュアリーコンサルティング株式会社 代表取締役)
- ・齋藤 恒彦(三菱アセット・ブレインズ株式会社 シニアアドバイザー)
- ・高松 博之(野村証券株式会社フィデューシャリー・サービス研究センター エグゼクティブ・コンサルタント)
- ・福本 充伸(イオン企業年金基金 常務理事)
- ・山崎 俊輔(フィナンシャル・ウィズダム代表(ファイナンシャルプランナー))

(◎・・・座長)

### (オブザーバー)

- ・厚生労働省年金局企業年金・個人年金課
- ・運営管理機関連絡協議会